

# 医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院

## (介護予防)訪問リハビリテーション事業所 運営規定

### 第1条 事業目的

医療法人幸生会(以下「事業者」という。)が開設する訪問リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下「訪問リハビリ職員等」という。)が、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある方(以下「利用者」という。)に対し、利用者の立場に立った適正な事業を提供することを目的とする。

### 第2条 運営方針

1. 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持又は向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。
2. 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、その他保険・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
4. 前 3 項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 15 号)」、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 16 号)」の規定を遵守する。

### 第3条 事業所の名称等

1. 名 称 医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院
2. 種類 指定訪問リハビリテーション
3. 事業所所在地 滋賀県大津市御殿浜 22-33
4. 事業所番号 2510104546

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(医師、常勤兼務)

事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

2. 訪問リハビリテーション専任医 1名以上(常勤兼務)

利用者の心身機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保険衛生の指導を行う。

3. 管理者代行 1名(常勤兼務、理学療法士又は作業療法士と兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

4. 従業者 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算 1名以上

医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、利用者の居宅において、訪問リハビリテーションを行う。

第5条 営業日及び営業内容

月曜日～土曜日 8:30～17:15 (年末年始を除く)

第6条 訪問リハビリテーション等の内容

1. リハビリテーション計画書等の作成
2. 健康状態の観察
3. 医師の指示に基づいたリハビリテーション
4. 環境調整のアドバイス
5. ご家族への介助支援・相談

第7条 利用料その他の費用の額

訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。交通費はサービス提供地域内・外に関わらず無料とする。

第8条 サービス提供地域

滋賀県大津市の以下の地域 一部地域については要相談

比叡・比叡第二・中・中第二・膳所・晴嵐・南・南第二・瀬田・瀬田第二包括エリア

## 第9条 緊急時等における対応方法

訪問リハビリテーション等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

## 第10条 事故発生時の対応

1. 利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講ずる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。
3. 利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 第11条 苦情に対する対応方針

提供した訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためのその窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

## 第12条 個人情報保護

1. 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
2. 前項に定める秘密保持義務は、従業者でなくなった後においてもその効力を有することを雇用契約の内容とする。
3. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ文書により同意をえるものとする。

## 第13条 非常災害対策

事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

## 第14条 人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保する。
2. 身体拘束は原則禁止とする。利用者の生命または身体を保護するためなど緊急をやむを得ない場合は、その目的、理由、時間、内容を記録、利用者または家族に説明・同意を得るものとする。

## 第15条 暴力団排除

1. 事業を運営する当該法人の役員及び事業所の管理その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
2. 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

## 第16条 その他運営に関する重要事項

1. 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2. この規定に定める事項の他運営に関する事項は、医療法人幸生会が定める。
3. 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

## (附則)

この規定は令和6年4月1日より施行する

- |          |   |
|----------|---|
| 令和6年6月1日 | サービス利用料金および利用者負担金変更<br>第15条暴力団排除、第16条その他運営に関する重要事項 一部変更 |
| 令和6年7月1日 | 第17条営業日及び営業内容 一部変更<br>第14条人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止 一部変更       |
| 令和8年6月1日 | サービス利用料金および利用者負担金 介護職員等処遇改善加算 新設                        |

サービス利用料金および利用者負担金 1 単位 10.55 円で算定

【要介護】

1. 訪問リハビリテーション費 : 308 単位/回(1 回 20 分)  
利用者負担額: 1 割負担 325 円/ 2 割負担 650 円/ 3 割負担 975 円
2. 短期集中リハビリテーション実施加算 : 200 単位/日  
利用者負担額: 1 割負担 211 円/ 2 割負担 422 円/ 3 割負担 633 円  
※ 退院(所)日又は認定日から起算して 3 ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合(1 週につきおおむね 2 日以上、1 日あたり 20 分以上実施)に加算します。
3. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 : 240 単位/日  
利用者負担額: 1 割負担 253 円/ 2 割負担 506 円/ 3 割負担 760 円  
※ 医師が認知症と判断し、改善が見込まれる方に対して、退院(所)日又は訪問開始日から 3 か月以内の期間で、1 週に 2 日を限度として加算します。
4. サービス提供体制強化加算 I : 6 単位/回(1 回 20 分)  
利用者負担額: 1 割負担 6 円/ 2 割負担 12 円/ 3 割負担 19 円  
※ 厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。(事業所に従事するセラピストのうち勤続7年以上の者が1人以上)
5. 移行支援加算 : 17 単位/日  
利用者負担額: 1 割負担 18 円/ 2 割負担 36 円/ 3 割負担 54 円  
※ 事業所者がリハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等の移行等させた者が一定の割合を占めた場合に算定します。
6. 退院時共同指導加算 : 600 単位/初回 1 回限り  
利用者負担額: 1 割負担 633 円/ 2 割負担 1266 円/ 3 割負担 1899 円  
※退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、1 回に限り加算する
7. リハビリテーションマネジメント加算 イ : 180 単位/月  
利用者負担額: 1 割負担 190 円/ 2 割負担 380 円/ 3 割負担 570 円  
※ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種のものが、リハビリテーション会議等共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理した場合に算定します。

8. リハビリテーションマネジメント加算 ロ : 213 単位/月  
利用者負担額: 1 割負担 225 円/ 2 割負担 449 円/ 3 割負担 674 円  
※ リハビリテーションマネジメント加算イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出、当該情報をその他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
9. 介護職員等処遇改善加算 : 所定単位数の 100 分の 1.5 に相当する単位数を加算  
利用者負担額: 基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数(所定単位数)の 100 分の 1.5 に相当する単位数を算定します。  
※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

#### 【要支援】

1. 介護予防訪問リハビリテーション費 : 298 単位/回(1 回 20 分)  
利用者負担額: 1 割負担 314 円/ 2 割負担 629 円/ 3 割負担 943 円
2. 短期集中リハビリテーション実施加算 : 200 単位/日  
利用者負担額: 1 割負担 211 円/ 2 割負担 422 円/ 3 割負担 633 円  
※ 退院(所)日又は認定日から起算して 3 ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合(1 週につきおおむね 2 日以上、1 日あたり 20 分以上実施)に加算します。
3. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 : 240 単位/日  
利用者負担額: 1 割負担 253 円/ 2 割負担 506 円/ 3 割負担 760 円  
(ア) 医師が認知症と判断し、改善が見込まれる方に対して、退院(所)日又は訪問開始日から 3 か月以内の期間で、1 週に 2 日を限度として加算します。
4. サービス提供体制強化加算 I : 6 単位/回(1 回 20 分)  
利用者負担額: 1 割負担 6 円/ 2 割負担 12 円/ 3 割負担 19 円  
(ア) 厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。(事業所に従事するセラピストのうち勤続7年以上の者が1人以上)
5. 退院時共同指導加算 : 600 単位/初回 1 回限り  
利用者負担額: 1 割負担 633 円/ 2 割負担 1266 円/ 3 割負担 1899 円  
※退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、1 回に限り加算する。

6. 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合

算定要件を満たした場合：減算なし 算定要件を満たさない場合：30 単位／1 回減算

(ア) 算定要件概要

3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し、リハビリテーション会議の内容を記録するとともにリハビリテーション計画をみなおしていること。

利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

7. 介護職員等処遇改善加算：所定単位数の 100 分の 1.5 に相当する単位数を加算

利用者負担額：基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数(所定単位数)の 100 分の 1.5 に相当する単位数を算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。